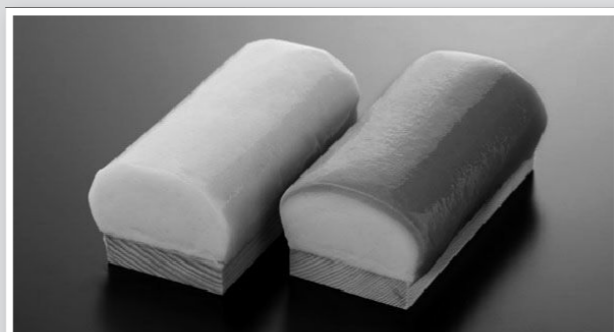


商品カタログにより、

3万円 相当の商品を進呈します! (※掲載商品はイメージです)



お食事券 市内飲食店 10 店舗程度でご利用可能。

問合せ先

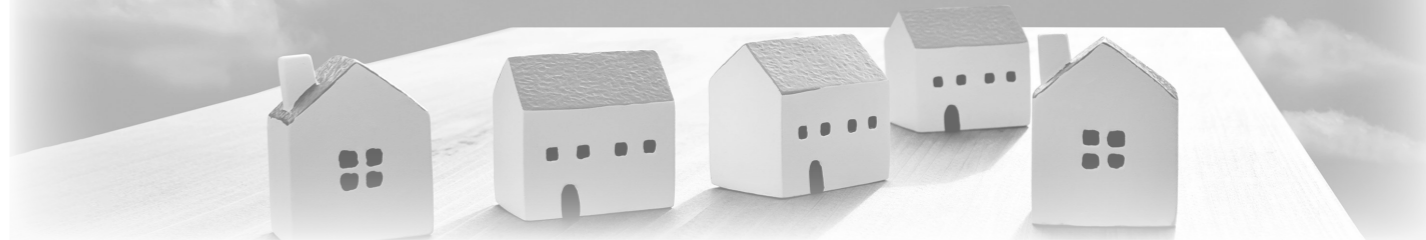
〒250-8555 小田原市荻窪300番地
小田原市産業政策課産業政策係(市役所4階) 電話番号 0465-33-1555
メールアドレス sansei@city.odawara.kanagawa.jp

令和8年度 地域経済循環型住宅リフォーム支援事業

住宅リフォームをお考えの皆様へ

小田原市内の施工業者による 自宅のリフォーム

抽選で65の方に! 工事費20万円以上を行った市民に、
地場産品等(3万円相当)を進呈します。



支援内容

- 商品カタログギフトにより、地場産品と食事券の組み合わせで3万円相当を進呈。
(支援対象者の決定は11月上旬を予定しています。商品の発送は、完了報告書提出後となります。)
- 申請者が支援件数を超えた場合は、抽選となります。したがって、本申請後にリフォーム工事を着工しても必ず支援が受けられるものではありませんのでご注意ください。

対象要件

- 市内在住で住民登録を行っており、当該住宅に居住していること。(賃貸は不可)
ただし、マンション等の共同住宅の場合は、専有部分のみとし、併用住宅の場合は、住宅部分のみとする。
 - 市税等の滞納がないこと
 - 当該リフォームで他の公的補助制度等を利用していないこと
 - 申請時点で着工前であり、令和8年(2026年)12月23日(水)までに工事を完了し、住宅リフォーム完了報告書を提出できること**
 - 工事費が20万円以上(税抜き)であること
 - 市内施工業者に住宅リフォームを発注すること
- ※市内施工業者とは、住宅の建築又はリフォームを業とする市内に所在地を有する法人又は個人をいう。
ただし、見積書及び領収書に記載されている住所(契約締結している場合は契約書の住所)が市内の所在地であるものに限る。

支援対象者の決定

- 選定方法: 抽選(支援件数に達しなかった場合は、応募者全員)
- 選定期間: 11月上旬
- 選定結果の通知: 11月中旬に申請者全員に郵送で通知

支援件数

65件
(上限を超えた場合は、抽選)

申請期間

- 6月15日(月)~10月30日(金)(土日祝日除く) 午前8時30分~午後5時15分
- ※郵送の場合は、10月30日(金) 必着です。



申請方法

市窓口へ直接、郵送または電子申請システムで

【郵送先】

〒250-8555
小田原市荻窪300番地
小田原市役所4階産業政策課

【電子申請システム】申込フォーム

小田原市 住宅リフォーム支援事業

市ホームページから申込フォーム
(小田原市電子申請システム)に移動できます



申請の流れ

①申請（期間：6月15日（月）～10月30日（金））

次の提出書類を小田原市産業政策課窓口へ、ご提出ください。（郵送・電子申請も可）

- 地域経済循環型住宅リフォーム支援事業申請書
(市ホームページ又は産業政策課で取得可)
- リフォーム内容が確認できる見積書(写し可)
(施工業者名、所在地、電話番号の記載、捺印のあるもの)
- 着工前の現況写真(リフォーム部分)

②支援対象者の決定(11月上旬)

支援件数の65件に達している場合は、産業政策課において抽選を行い、支援対象者の決定をします。

- (1) 交付決定者(当選者)
市から「交付決定通知書」、「住宅リフォーム完了報告書」、「事業アンケート」、「商品カタログ」、「カタログ申込書」を送付します。
- (2) 不交付決定者(落選者)
市から「不交付決定通知書」を送付します。

③完了報告(12月23日(水)まで)

住宅リフォーム完了後に、次の提出書類を小田原市産業政策課に提出してください。
(郵送・メールでの提出も可)

- 住宅リフォーム完了報告書
- 住宅のリフォームに係る領収書及び明細書の写し
- 住宅のリフォームを行った部分の施工後の写真
- 事業アンケート
- 住民票(発行から3ヶ月以内のものに限る)
- 完納証明書(発行から3ヶ月以内のものに限る)
- カタログ申込書

④カタログ申込

完了報告書類を審査後、「交付確定通知書」を送付します。「カタログ申込書」により申請された商品は各店舗から、「食事券」は市からお送りします。

○対象工事例

- 1 既存住宅の増築、改築又は減築工事
- 2 浴室、キッチン、洗面所、トイレのリフォーム(温水洗浄便座のみの設置は不可)
- 3 給排水衛生設備工事
- 4 給湯設備工事
- 5 電気設備工事
- 6 ガス設備工事
- ※3～6は、増築、改築、減築工事又はその他のリフォームによる撤去、移設、修理、取替又は新設であること。
- 7 換気設備工事(増築、改築、減築工事又はその他のリフォームによる撤去、移設、修理、取替又は新設であること。エアコン等は除く。)
- 8 オール電化住宅工事(工事の必要のないIHクッキングヒーター等の設置は不可)
- 9 屋根の葺き替え、塗装工事又は防水工事
- 10 外壁の張替え、塗装工事(軒天井、破風板及び鼻かくしも可能)
- 11 床材の張替え
- 12 床、壁、窓、天井及び屋根の断熱改修工事
- 13 窓ガラス・窓サッシ等の改良
- 14 間取りの変更
- 15 襖紙及び障子紙の張替えや畳の張替え(表替え及び裏返しも可能)
- 16 建物と一体のウッドデッキの設置

×対象外工事例

- 1 車庫、物置、倉庫等の工事
- 2 店舗、工場及び事務所のリフォーム
- 3 門扉、ブロック塀及びエントランス舗装等の外構工事
- 4 植樹及び剪定等の植栽工事
- 5 下水道及び合併処理浄化槽工事
- 6 雨水浸透ます及び雨水タンク設備の設置工事
- 7 太陽光発電の設置工事
- 8 ガスコンロ、食器洗浄機、オーブンレンジ等の取替や設置工事(ビルドインタイプも不可)
- 9 エアコン、照明器具等 電化製品、ガス・石油暖房器具等の購入・設置(風呂の暖房や天井埋め込み型照明器具等も不可)
- 10 新築、全面改築、別棟増築、移築工事
- 11 庭園、造園、修景施設の外構工事
- 12 解体工事
- 13 シロアリ駆除に要する費用

